水戸・勝田都市計画に関する公聴会を開催します

都市の将来像を示す「水戸・勝田都市計画区域マスタープラン」の作成及び区域区分の変更等について、住民の皆様からご意見をいただくため、下記のとおり公聴会を開催します。

公聴会では、原案に対して、公述人として意見を述べることができます。申出者が多数の場合、意見内容を考慮のうえ代表者を選定させていただきます。なお、公述申出者がいない場合は、公聴会は開催されません。

公聴会開催時には、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しますが、感染状況を踏まえ、開催方法・日程を変更する可能性があります。最新の情報は、県のホームページをご覧ください。

▶日　　時　令和３年１月27日(水)
(1)　水戸・勝田都市計画区域マスタープラン　　午前10時～
(2)　区域区分の変更（茨城町役場周辺地区）　　午後１時30分～
(3)　用途地域の変更（茨城町役場周辺地区）　　午後３時30分～

▶会　　場　水戸合同庁舎　２階会議室　　水戸市柵町１－３－１

▶公述申出方法
意見を述べることを希望する方は、公述申出期間内に公述申出書を提出してください。
※公述申出書の様式は下記閲覧場所で配布しています。また、(1)、(2)は茨城県都市計画課ホームページ、(3)は茨城町都市整備課ホームページからもダウンロードが可能です。

提出先　**水戸・勝田都市計画区域マスタープラン、区域区分の変更**
茨城県知事　大井川和彦　（茨城県土木部都市局都市計画課扱い）あて
〔〒310－8555　水戸市笠原町978－６〕

用途地域の変更
茨城町長　小林宣夫　（茨城町都市建設部都市整備課扱い）あて
〔〒311－3192　茨城町小堤1080〕

▶公述申出期間
令和３年１月12日(火)～１月20日(水)　※閉庁日を除く

【原案の閲覧場所・問合せ先】　茨城県土木部都市局都市計画課　☎029－301－4592
茨城町都市整備課　☎029－240－7116（直通）
（※公述申出期間中のみ閲覧できます。）

地区計画の原案の縦覧について

次の地区計画を決定するため、「茨城町地区計画等の案の作成手続に関する条例」第２条の規定により、下記のとおり地区計画の原案の縦覧を行います。

地区計画の原案にご意見のある町民の方は、意見書を提出できます。

▶案の内容　　水戸・勝田都市計画地区計画（茨城町役場周辺地区）の決定について
▶縦覧期間　　令和３年１月12日(火)～１月26日(火)　※閉庁日を除く
午前８時30分～午後５時15分
▶縦覧場所　　茨城町役場都市整備課（１階11番窓口）
▶意見書提出期間　　令和３年１月12日(火)～２月２日(火)　※閉庁日を除く
午前８時30分～午後５時15分　期間内必着で郵送または上記縦覧場所へ持参
※意見書の様式は、都市整備課窓口で配布しています。また、町ホームページからもダウンロードが可能です。

【問合せ先】　都市整備課　☎029－240－7116(直通)

茨城工業団地・茨城中央工業団地の企業立地状況

令和2年12月15日現在

団　地　名	分譲面積（ha）			立地面積及び企業数		立地率（%）	備　　考
				面積(ha)	企業数		
茨城工業団地（平成10年分譲開始）	21.9			21.9	11	100	完売
茨城中央工業団地（平成13年分譲開始）	123.7	1期	69.5	49.2	14	70.7	建設中も含む
		2期	54.2	0	0	0	オーダーメイド方式

茨城工業団地は、現在11社が立地し操業をしています。なお、平成31年3月をもって完売しました。

茨城中央工業団地は、現在14社が立地し、その内10社が操業をしています。2つの工業団地に立地する主な業種は、製造業、運輸業、卸売業、物品賃貸業等です。

町は、地域産業の発展及び町民生活の向上に向け、今後も企業の誘致に取り組んでいきます。

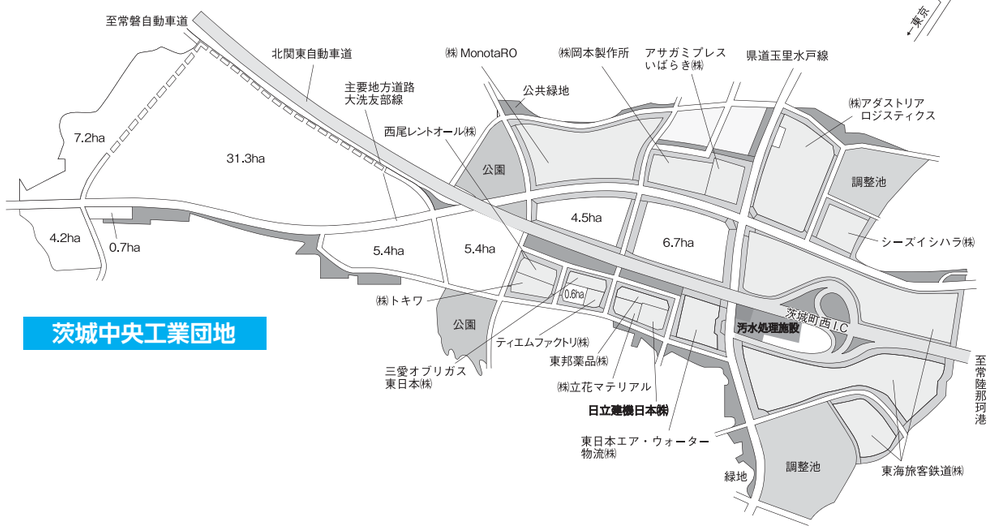

【問合せ先】商工観光課　☎ 029－240－7124（直通）